



奈良労働局発表
令和4年4月7日

【照会先】

奈良労働局職業安定部職業対策課
課長 村上 陽子
事業所給付監査官 榎本 謙一郎
電話 0742-32-0209

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金を不正に受給した
事業主等の公表について

今般、下記の事業主について、当該助成金を不正に受給したことが確認され、
支給決定の取消しおよび不支給決定を行いましたので公表します。

記

事業主名等	事務所名	株式会社 Motoike Trading Company
	所在地	奈良県桜井市大字桜井 1259 エルト桜井 1 階
	氏名	元池 宣子
	業種	旅客業、食品小売業
不正受給の概要	助成金名	1 雇用調整助成金 2 緊急雇用安定助成金
	不正受給額 (返還状況)	1 1,681,500円 (全部返還済み) 2 26,153,500円 (全部未返還)
	支給決定取消・不支給決定年月日	令和3年11月1日
不正受給の概要	内容	1 令和2年9月1日から令和2年12月31日までの間、虚偽の支給申請を行い、不正に助成金を受給したもの。 2 令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間、虚偽の支給申請を行い、不正に助成金を受給したもの。